

議案第53号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成29年1月31日、大田原市薄葉2105番地1 薄葉平地林「ふれあいの森」内で発生した倒木による家屋、フェンス、室外機等の損壊事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月12日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

- 1 損害賠償額 1, 228, 954円
- 2 和解の内容
 - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額1, 228, 954円を支払う。
 - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名
住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○